

	質問内容	回答
1	現在、宜野湾市外に住んでいるが、市内の空き家（マンション）を購入し改修後、居住し宜野湾市民となる予定がある場合、補助対象者となるか。	補助金の交付を受けることが出来る方（以下、補助対象者）に、「現に市に居住していること」とありますが、改修後に転居し宜野湾市民となることから、要綱第2条第2項を適用し補助対象者として取り扱います。条件として、交付申請等の手続きの際には、下の事項が確認出来る資料の提出をお願いします。 ・交付申請時に、対象物件の売買等が確認出来る資料（契約書等）の写し ・空き家の補助要綱（要綱第4条（5））を活用する場合は交付申請時に、対象物件が1年以上空き家である事を証明できる資料 ・実績報告時に、補助対象者の宜野湾市の住民票の写し及び対象物件の登記簿謄本
2	宜野湾市内に支社のある工事業者（本社は市外）を利用してリフォーム等の工事を行う場合、補助の対象となるか。	補助対象について、法人は市内に本社を有する事業者となり、ご質問の事業者は対象となりません。 詳しくは、要綱第4条をご確認ください。
3	補助金交付申請書の添付書類において、市税について滞納がないことを証明する書類は、世帯全員分必要か。	補助金の交付申請時の添付書類については、要綱第8条（6）にて補助対象者の市税について滞納がないことを証明する書類としております。世帯全員分の書類を提出する必要はありません。